

佐世保工業高等専門学校施設整備委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の施設に関する必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 施設の整備計画に関すること。
- 二 施設の有効活用及び維持管理に係る具体的方策に関すること。
- 三 施設の現状把握のための調査及び点検・評価の実施に関すること。
- 四 施設使用の再編計画に関すること。
- 五 施設の共用スペース確保に関すること。
- 六 共用スペースを使用する教育研究チームの選定に関すること。
- 七 共用スペースの利活用に関すること。
- 八 その他施設に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教務主事、学生主事及び寮務主事
- 二 各学科及び基幹教育科の教授、准教授及び講師のうちから校長が指名した教員 各1名
- 三 総務課長及び学生課長
- 四 その他校長が必要と認めた教職員

2 前項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第2号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会の委員長は、前条第1項第2号の委員のうちから校長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに

よる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。